

テナント営業に係る個別条件

病院食堂・売店（入院セット提供営業を含む）営業

(1) 営業日及び営業時間

① 営業日

通年営業とする。ただし、年末年始期間等については病院との協議事項とすること。

② 営業時間

ア 食堂

利用時間を平日は午前 10 時から午後 4 時、土日祝日は午前 11 時から午後 2 時までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大すること。

イ 売店

利用時間を午前 7 時 30 分から午後 7 時までを基本とし、可能な限り営業時間を拡大すること。

(2) 営業内容

① 販売品目

ア 食堂

米類、麺類、その他の品目は病院との協議事項とすること。

イ 売店

日用品、飲食物（弁当、パン、ジュース類等）、菓子、雑貨、肌着、新聞、雑誌等及び病院が指定する介護品等の医療消耗品類とする。ただし、酒類及びたばこの販売は行わないこと。

入院セット提供営業に関する営業内容等については、別紙のとおり

② 販売価格

地域の標準料金を参考にして、標準以下に設定すること。

③ その他の条件

売店

ア 郵便切手、印紙等の取扱いや宅配便などの取次サービスを可能な限り実施すること。

イ クレジットカード及び電子マネーでの支払いを可能な限り実施すること。

(3) 備品等の設置

営業用備品は事業者の負担とする。なお、備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(4) 電力量計、量水器の設置

電気料、水道料の算定に必要な電力量計、量水器（電力メーター、水道メーター）は事業者が整備すること。また、計量法に定める検査及び使用有効期間満了に伴うメーターの取替えは事業者が行うこと。

(5) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和 41 年岩手県医療局管理規程第 8 号、以下「不動産管理規程」という。）第 6 条の規定により不動産使用料を徴収すること。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(6) 営業期間

営業期間は、令和8年3月1日から令和8年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。また、当該設備の更新にあたっては、事前に病院と事業者が協議するものとする。

(7) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。
- ③ 院内内線電話は病院が負担すること。ただし、外線電話は事業者の負担で設置すること。
- ④ 募集要項に定める事業者提案事項について、提案を行った場合は、この提案において確実に実施すること。
- ⑤ その他、本条件に定めのない事項や疑義が生じた場合には、病院と事業者双方において協議し、決定することとする。

入院セット提供営業

1 営業内容

(1) 概要

入院患者に対し、入院生活に必要な病衣、タオル及び日用品等を日額定額で必要時に提供するサービス（以下「入院セット」という。）を病院でテナント営業するもの。

(2) 入院セットの構成

入院セットは下記の構成とすること。

プラン名	商品内容	使用目安（週）
Aプラン	衣類（甚平・浴衣・介護寝間着）	4 枚
	バスタオル	4 枚
	フェイスタオル	14 枚
Bプラン	バスタオル	4 枚
	フェイスタオル	14 枚

あわせて、各プラン利用者は、次の日用品を必要時に使用できること。

日用品	
取っ手付きコップ	マウスウォッシュ
歯ブラシ	うがい受け
歯磨き粉	保湿ローション（※セキューラ ML）
ボックスティッシュ	食事用エプロン（使い捨て）
ウェットティッシュ（ノンアルコール）	シャンプー（500ml 程度）
口腔ケアジェル	コンディショナー（500ml 程度）
口腔ケアスプレー	ボディーソープ（泡タイプ 500ml 程度）
口腔ケアスポンジ	吊り下げビニール袋（15 号）
入れ歯ケース	吸い飲み（高田病院のみ）
入れ歯洗浄剤	

・甚平・浴衣については S サイズから 3 L サイズまでを揃えること。

・バスタオルは 70cm×130cm 以上のものとする。

・フェイスタオルは 30cm×75cm 以上のものとする。

※病院からの指定品目（商品名等）に関しては、必ずその品目を取り扱うこと。

(3) 利用料金設定

ア 各プランの利用料金については日額とし、地域の標準的な価格を参考として設定し、様式 2 に記載すること。

イ 医科点数表の基本診療料に定める外泊期間中は、料金算定における期間に含まないこと。

ウ 次に掲げる場合、病衣の使用に係る料金は、免除とすること。なお、免除した金額については、1 人 1 日 90 円を上限として、病院が負担すること。

① 国の公費負担医療制度の受給対象者の場合

- ② 県単独医療費助成事業の受給対象者のうち重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭の場合
- ③ HIV 感染者の場合
- ④ 救急患者等で、事前に病衣使用の同意を得ることができない場合

エ 救急患者等で、事前に入院セットの使用について、同意を得ることができない場合は病院の判断で使用を開始することがあるが、事後に利用者等の同意ができないときは、この時点で使用を中止させること。なお、病院の判断で使用を開始した場合は、利用者等の意向を確認できるまでの間、利用料金を病院が負担すること。

2 業務分担

入院セット提供業務における病院と事業者の業務分担は下表のとおりとする。

【大船渡病院】

	入院セット提供における業務	実施者	
		病院	事業者
①	利用希望者に対する入院セットの説明、申込、変更・解約の手続き	事業者提案	
②	各病棟の入院セットの在庫管理（搬送・補充を含む）	事業者提案	
③	各病棟から使用済の病衣・タオル類の回収	事業者提案	
④	利用者のベットサイドへ入院セットの配布		○
⑤	事業者に対して利用料金算定のための入院日数の報告	○	
⑥	利用者に対して利用料金の請求回収		○

【高田病院】

	入院セット提供における業務	実施者	
		病院	事業者
①	利用希望者に対する入院セットの説明、申込、変更・解約の手続き	事業者提案	
②	各病棟の入院セットの在庫管理（搬送・補充を含む）	○	
③	各病棟から使用済の病衣・タオル類の回収	○	
④	利用者のベットサイドへ入院セットの配布	○	
⑤	事業者に対して利用料金算定のための入院日数の報告	○	
⑥	利用者に対して利用料金の請求回収		○

※気仙医療圏においては、リネン業務に従事する職員を病院で雇用していること。

3 説明及び申込

- （１） 事業者は、「前記２①」について様式３により、提案すること。なお、事業者提案がない場合、利用者に対する入院セットの説明等は、入院時説明の際に病院職員が行う。
- （２） 利用者からの問い合わせ及びクレームは事業者が対応することとし、問い合わせ等に対応する専用の窓口等の設置を行うこと。

4 物品の管理体制

（１）納品における共通事項

病院への納品は、外来診療日の午前９時～午後５時の間に病院が指定する場所に行い、事業者が検

品を行い、汚染、破損等の物品を利用者に提供することがないように十分留意すること。

(2) 病衣・タオル類の納品における特記事項

ア 病衣・タオル類の洗濯は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する「寝具類洗濯業務」に係る医療関連サービスマークを有している事業者が自ら実施するか、医療関連サービスマークを有する洗濯業者へ委託すること。

なお、病衣の交換回数は、週2～3回（※）以上とし、平成5年2月15日付指第14号厚生労働省健康政策局指導課長通知「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基づき、常に清潔に留意し、衛生的に処理するとともに病院業務の運営に支障をきたさないように業務を遂行すること。

※ 病衣の交換回数は、夏期（7月～9月）は週3回、その他の期間は週2回を予定していること。

イ 災害時に備え、一般社団法人日本病院寝具協会における業務代行保証制度又はそれに準ずる提供体制を確保すること。

(3) 在庫管理

事業者は、各物品の在庫管理を随時行い、病棟保管棚に欠品等が生じないよう物品の搬送、補充に努めること。また、棚卸しについても事業者が行うこと。なお、リネン室から病棟保管棚への補充する日数は週5日以上とすること。※高田病院は病院職員が行う。

(4) 使用済み病衣・タオル類の回収

各病棟から、使用済み病衣・タオル類を週5日以上回収すること。病棟ごとに病院が指定する場所へ回収ボックス等を設けることとし、回収ボックスの他、回収に必要な物品については、事業者において準備すること。※高田病院は病院職員が行う。

5 利用料金請求

(1) 利用料金の請求は、利用後又は月単位等で、事業者が直接利用者個人に対して請求を実施すること。病院会計窓口等での徴収は行わないこと。

(2) 利用料金の徴収は、紛失・盗難等のリスクを避けるため、病室へ訪問する回収は行わないこと。利用者の利便性向上のため、複数の支払方法を設けることが望ましいこと。

(3) 入院セットの利用日数については、病院から事業者へ報告するものであること。

6 諸費用及び資材等の負担

事業者は、次の諸経費及び資機材等を負担すること。なお、備品類の設置に当たっては、事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

- ・ 物品管理に要する棚等の資材
- ・ 利用者へ配布する説明資料、料金表等
- ・ 利用契約、日数管理、運営管理を目的として書類及び管理機器等
- ・ システム導入に係る各種改修費用
- ・ 営業許可期間終了に伴う物品の撤去、設備の原状回復費用
- ・ 貸与品の業務上の毀損・破損に伴う修理・交換等に必要な費用

7 受託手数料

事業者は、「2 業務分担」について受託手数料の設定を行い、様式2に提案すること。また、受託手数料については、毎月、別に送付する納入通知書により納入すること。

8 その他

導入前に入院セットの運用に関する職員向けの説明会等を実施すること。